

ぬま健司の大綱質疑と田辺市長の答弁

第34号議案「あすなる教室」の移転に関する条例改正案

6月16日に大綱質疑、19日に文教厚生委員会で審査

本議案は、古賀市教育支援センター（あすなる教室）についてその機能を現在地からグリーンパーク内に移転するとともに、事業内容について現行の学校復帰支援を削除するなど不登校児童・生徒に対する支援機能を改めようという条例改正案である。

同施設の「機能の移転・施設の廃止」については公共施設等総合管理計画アクションプランに基づく公共施設の面積削減との関連があり、これまで所管委員会でも繰り返し報告と質疑が行われてきた経過がある。担当課の丁寧な説明があったが、児童・生徒にとって使いやすい場、行きやすい場になるのか、危惧の念は完全に払しょくされたとは言えない。

また第5次総合計画アクションプラン（令和5年度～8年度）の中では、不登校児童・生徒が増加しているにもかかわらず、同施設の利用は増えていないと評価している。さらに、同施設が中学生だけでなく小学生にとっても、安心できる「居場所」「行き場所」となるよう、体験活動等が充実した学習カリキュラムに取り組む必要があると課題を整理している。

本議案は、危惧の念が残るも、議案が機能の移転の可否を初めて議決しなければならない重要な議案と言える。そこで市長の見解を求める。

ぬま ①本議案を提出するに至った検討経過並びに最終決定した時期並びに決定した場はどこか。

田辺市長 ●現教育支援センターでは、一度に10人程度が学習すると密集した状態となり、また体験活動も実施しづらく、感染症流行時等の対策が必要な際には距離を確保することが難しいという課題が出てきた。●また、教育支援センターが現在の場所に移転された平成30年度以降、市内の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、潜在的な利用ニーズは高まっている。●一方、移転先は、古賀グリーンパーク内にあることで自然、公園施設、コスモス館など、自然観察や気軽な運動、昼食を買いに出かける等の体験がしやすい場所である。●さらに、移転先施設は、教室面積が確保されるだけでなく、野菜などの栽培に適した室外の園芸スペースや調理実習ができる調理スペース等もあることから、令和元年度より検討を進め、今回の移転先施設とした。●最終決定したのは、本議案について教育委員会の承認後、市長決裁をした令和5年5月24日である。

<コメント> 庁議で審議していないことを指摘し全庁的課題か質疑した。市長は全庁的課題だと答弁した。

ぬま ②本議案で示された「機能の移転」は児童・生徒にとって最善の策と言えるか。

田辺市長 ●最善の策であると考えている。●施設面での課題が解消され、かつ周辺環境を活かし、よりよい不登校児童生徒支援を進めるために最適な場所であると考えている。●また、児童センターと図書スペースや調理スペース等が共有でき、児童センター職員と交流ができるなど、複合施設の良さを活かせると考えている。

<コメント> 田辺市長は今回の機能の移転は「最善、最適」と評価した。多くの議員から指摘されるも、このような発言はかえって信頼を得難いものとするように感じた。

ぬま ③本議案は「機能の移転」と「施設の廃止」を一体のものとして提出したか。公共施設等総合管理計画アクションプランに掲げた公共施設的面積削減目標との関係はどうか。

田辺市長 ●本議案は一体のものとして提出したものではない。●現在の教育支援センターの建物については、行政財産だが、移転が完了し、行政財産の用途を廃止し、普通財産として管財課に移管する予定。●児童センターを併設することにより、公共施設等総合管理計画アクションプランに沿って公共施設の複合化を図り、延床面積が削減されることとなる。

<コメント> 「あすなる教室」と「米多比児童館」の移転により142㎡の面積が削減。全公共施設の延べ床面積の0.008%にあたる。2060年までに20%削減という目標に誘導されていないかと指摘したところ、そのようなことはないかと否定した。

ぬま ④本議案で示された機能の移転と事業の改正内容は、第5次総合計画アクションプランに記載されている課題を解決することにつながるか。どう評価・検証する方針か

田辺市長 ●第5次総合計画アクションプランでは、不登校児童生徒の増加を課題としてあげている。●平成29年2月14日教育機会確保法の施行により、「登校という結果のみを目標にせず、社会的自立をめざす」「不登校児童生徒の意思を十分に尊重する」「休養が必要な場合がある」といった基本的な考え方が社会にも浸透しつつあり、保護者の希望も必ずしも早期の学校復帰にこだわらない場合も多くあり、本市でも法施行前の平成28年度と比較して、令和4年度末時点で、不登校児童生徒数が約2.8倍に増加し、今後も増加傾向が予想される。●これに対し、これまでの教育支援センターでの支援をより一層深め、誰一人取り残されない学びの保障に向け、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる学校以外の場所として、教育支援センターが機能する必要があると考えている。2点目で申し上げたとおり、機能移転することにより施設面での課題が解消され、また事業の改正による支援の充実によって、一人でも多くの不登校児童生徒にとって安心できる「行き場所」「居場所」となることで、課題が解決できると考える。

<コメント> アクションプランには「あすなる教室」の利用実績が記載されている。平成30（2018）年度末時点で中学生11人、小学生7人に対し、令和3（2021）年度末時点で中学生15人、小学生2人と増えていない。今回の移転でこの課題が解決できない場合はどうするのか、場所の問題も含めて見直す覚悟はあるかと指摘した。市長は課題があればより良きものとするかと答弁した。

<参考資料・第5次総合計画アクションプラン(令和5年度～令和8年度)>

<アクションプラン>施策1-2-1 未来を切り拓く教育の充実

■施策の目標 ・多くの子どもたちが、自ら未来を切り拓き、社会を生き抜く力を持っている状態 ・子どもたち一人ひとりが個別の能力や適性に合わせて安心して学んでいる状態 ・子どもたちが地域社会のなかで主体的に学び、活躍している状態

■現状と課題（以下は不登校に関する部分）

・文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると市内小・中学校における不登校児童・生徒数は平成30(2018)年度は89人で全体の1.8%であったのに対し、令和3(2021)年度は220人で全体の4.2%と増加しており、コロナ禍によって学校内外の生活が大きく変化し、子どもたちの意識や行動等に大きな影響を与えていると考えられます。

・一方で不登校児童・生徒の支援を行う教育支援センター「あすなる教室」の利用は、平成30(2018)年度末時点で中学生11人、小学生7人に対し、令和3(2021)年度末時点で中学生15人、小学生2人と増えていません。

・教育支援センター「あすなる教室」が、中学生だけでなく小学生にとっても、安心できる「居場所」「行き場所」となるよう、体験活動等が充実した学習カリキュラムに取り組む必要があります。

・不登校児童・生徒の増加に伴い、小・中学校で実施される健康診断の未受診者が増加しています。

・各学校での内科検診等の実施日は予め決められており、不登校児童・生徒の登校した日に合わせて随時、実施することは困難であるため、保護者へ受診を促すなど、児童・生徒の健康状態把握のための取組が必要です。

4 学習支援体制充実事業

外国人児童・生徒の多国籍化や特別な教育的支援を必要としている児童・生徒の増加、貧困、不登校児童・生徒の増加など、多様化している子ども一人ひとりに応じたきめ細かな支援が行えるよう、少人数学級対応講師、教育支援員、日本語講師など、学校にさまざまな人的配置を行うとともに、教育支援センターの環境整備やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員等の専門スタッフの配置などによる教育相談体制の充実、全教職員の資質・指導力向上による学習支援体制の充実を図ります。

ぬま健司の大綱質疑の結果概要

第41号議案 古賀東中大規模改造工事の請負契約

6月16日に大綱質疑、19日に文教厚生委員会で審査

本議案は古賀東中学校校舎大規模工事について溝江建設株式会社と8億7890万円で工事請負契約を締結しようというものである。工期は2025年・令和7年3月15日となっている。一般競争入札が行われたが入札に参加したのは1社だけであった。この結果は適正な入札結果と言えるのか、以下の3点について市長の見解を求める。

ぬま：①入札参加企業が1社だけという結果についてどう説明するか。競争原理が働いた結果と言えるか。

田辺市長：一般競争入札としていることから、応札した事業者は、競争相手となる他の事業者の数が不明なまま、落札できると判断した金額で応札をしており、競争原理は働いたのと考えている。

(参考：今井議員に対する答弁) 一般競争入札に付すにあたり、公告から入札書提出期限まで約1か月の期間を設け、建築業界新聞2社と市ホームページに掲載をし、複数の業者から問い合わせ等があったところである。結果として応札は1社のみとなったが、適切な手続きに基づく入札であったと考えている。

<コメント> 今後も一般競争入札で1社入札の場合そのまま開札するのかと質疑したところ、市長は競争原理がポイントで今後もこのように扱うと答弁した。

ぬま：②今回の一般競争入札に参加するための条件は何か。その条件を満たす企業は何社あるか。

田辺市長：本市の競争入札参加資格者名簿に「建築工事一式」を第一希望として登録があること、経営事項審査の値が1000点以上であること、その他、施工実績や配置技術者等の条件を設定しており、それらの条件を満たす事業者は74社である。

ぬま：③今回は古賀北中大規模改造工事と異なり工期を2年間としたがその理由は何か。

田辺市長：工期を2年間とした理由は、今回の大規模改造工事では、エレベーターの設置や、太陽光発電設備の設置など、工事に付随する設備設置工事などのボリュームが大きく、必要工期を確保するため、学校の春休み期間などを活用できる連続した2年間としている。

<コメント> 古賀北中は1年単位の2期だったが問題はあったのか質疑したところ、今回は工期を長くとるために2年1期とした、しわ寄せがあったということではなく効果的にするための措置。責任区分も明確になるという効果も期待される。令和4年度中から検討し令和5年3月29日に起案したと答弁。

ぬま健司の大綱質疑の結果概要

第42号議案 財産の取得

6月16日に大綱質疑、19日に文教厚生委員会で審査

本議案は、古賀市小中学校8校体育館LED照明導入に伴い、照明器具一式を「所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡」という方法で、東京センチュリー株式会社と3075万6千円で賃貸借契約を締結しようというものである。将来的に無償譲渡を受けるという案件を財産の取得案件として議会の議決対象としたケースは初めてのケースと言えるのではないか。そこで、以下3点について市長の見解を求める。

ぬま：①賃貸借契約期間終了後の無償譲渡という文言が仕様書にある賃貸借契約を、財産の取得案件として議決対象とすることについて、いつから検討し、いつ、どの場で結論に達したか。最終判断の根拠について。

田辺市長：本年3月頃から検討し、5月11日の庁議での議論を経て、5月18日の市長決裁により決定した。今回の「所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡」は、物件を譲渡する前提で、賃貸借期間の満了をもって当該物件の所有権が市に移転するという契約であり、実質的に所有権留保の割賦販売と考えられ、動産の買入に類すると解釈されること。また、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条で規定する財産の取得予定価格2000万円以上に該当することから、財産の取得として議会の議決に付すべきと判断した。

<コメント> 今回のような議案は初めてか質疑したところ、総務課長は、リース後の無償譲渡というケースはあったが2000万円を超えるという金額は今回が初めてであり、3月頃から検討したと答弁。自治体によっては動産の買入と解釈しないところもあるが古賀市は議決に付した方が良いと判断したと答弁。「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例」を改正する必要があるのではないかと質疑したところ、野村副市長は、条文の解釈で対応しているので改正の必要はないと答弁した。

ぬま：②入札参加企業8社のうち、6社が辞退したという事態をどう説明するか。

田辺市長：指名競争入札を行う際、本市の競争入札参加資格申請の際に提出していただいている営業経歴書や各事業者のホームページに掲載されている納品実績等を参考にし、対応が可能と判断した8社を選定したところ、事前に把握困難な個々の業者の事情により結果的に6社の辞退となったものである。

ぬま：③3075万6千円という賃貸借契約金額について、令和5年度当初予算との関連はどうなるか。古賀市小中学校8校体育館LED照明導入に伴う照明器具一式を直接購入する場合の経費等との比較検討は行っていたか。「所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡」という方法は市財政や業務量にとってどのようなメリットがあるのか。

田辺市長：今回の契約金額の、3075万6千円は、5年間の長期継続契約の総額であり、令和5年度の当初予算では、10款1項5目学校管理費のうち、13節使用料及び賃借料にて、令和5年度に発生する6か月分の356万7千円を計上している。

また、照明器具一式を施工した場合との比較検討は行っており、賃貸借による方法の優位性を確認している。

次に、「所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡」という方法における財政面や業務量でのメリットは、財政面では導入にかかる予算の平準化が図られることや、8校同時整備による電気料金の削減が挙げられる。業務面では、一斉整備により、水銀灯の生産中止に伴う照明器具の枯渇リスクを回避でき、また、リース会社による、工事の技術的検討や、工事中の管理、さらに5年間のリース期間内の保守管理が行われることが挙げられる。